



金沢市公報

第 2 5 9 5 号 の 2

平成20年(2008年)8月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	訓令甲	
規 則		医王ダム管理規程の一部改正について	
金沢市における地下水の適正な利用及び保全 に関する条例施行規則 (環境指導課)	1	(農業総務課)	10

規 則

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年8月1日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第69号

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例（平成20年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(地下水の利用を目的としない井戸)

第3条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める井戸は、土地の掘削工事の際に地下水の排除を目的として設置する井戸とする。

(設置の許可の申請)

第4条 条例第6条第2項の規定による井戸の設置の許可に係る申請書の提出は、井戸設置許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 井戸の設置場所の付近の見取図
- (2) 井戸の設置場所の位置図
- (3) 井戸の用途が消雪用である場合にあっては、消雪を行う場所を示す図面
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 条例第6条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 井戸の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- (2) 井戸の深さ
- (3) 揚水機の種類及び吐出量
- (4) 地下水の採取予定年月日
- (5) 水量測定器を設置する場合にあっては、当該水量測定器の種類
- (6) 井戸の用途が消雪用である場合にあっては、次条各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨及びその理由

3 第1項の申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(用途が消雪用である井戸の設置を許可することができるやむを得ない場合)

第5条 条例第7条第2項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定めるやむを得ない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市長が防災上又は公共上の見地から特に重要であると認める道路、鉄道その他の施設に係る消雪を行う場合であって、当該消雪を行わなければ安全かつ円滑な交通を確保することが極めて困難であり、かつ、地下水による

消雪以外の方法では、消雪を行うことが極めて困難であるとき。

- (2) 消雪を行うことが地下水の主たる利用の目的でない場合であって、市長が定める基準に従い、当該地下水の一部を消雪用に利用しようとするとき。
- (3) 既設の地下水消雪路線（地下水を利用して消雪を行う一般交通の用に供する道路又は鉄道の区間をいう。）における消雪を行うため、既設の井戸に代えて新たに井戸を設置する場合（第1号に掲げる場合に該当して当該井戸を設置する場合を除く。）であって、採取量の抑制に向けた措置が講じられていると市長が認めるとき。

（変更の許可の申請）

第6条 条例第8条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、井戸変更許可申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

2 条例第8条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 揚水機の吐出口の口径及び断面積の変更で、当該口径及び断面積を増大させないもの
- (2) 揚水機の原動機の定格出力の変更で、当該定格出力を増大させないもの
- (3) 地下水採取計画の概要の変更で、当該概要に係る地下水の採取時間の延長がなく、かつ、井戸の用途ごとの採取量を増大させないもの

3 第1項の申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

（軽微な変更の届出）

第7条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項とする。

2 条例第9条の規定による届出は、井戸変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

（承継の届出）

第8条 条例第10条第3項の規定による届出は、井戸承継届出書（様式第4号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第9条 条例第11条の規定による届出は、井戸廃止届出書（様式第5号）により行うものとする。

（地下水の採取の届出）

第10条 条例第15条の規定による届出は、地下水採取届出書（様式第6号）により行うものとする。

（地下水の採取量の報告等）

第11条 条例第16条第1項の規定による報告は、毎年度の採取量について、その年度の終了後1月以内に、地下水採取量報告書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第16条第2項及び第3項に規定する規則で定める断面積は、50平方センチメートルとする。ただし、用途が消雪用である井戸（第5条第2号に該当するものを除く。）にあつては、6平方センチメートルとする。

3 条例第16条第2項に規定する規則で定める水量測定器は、次に掲げる水量測定器とする。

- (1) 接線流羽根車式水道メーター
- (2) 軸流羽根車式水道メーター
- (3) 電磁式水道メーター
- (4) 前3号に掲げるものと同等以上の能力を有すると市長が認める水量測定器
- (5) 用途が消雪用でない井戸の揚水機であつて、その吐出口の断面積が160平方センチメートル以下のものにあつては、前各号に掲げる水量測定器と同等の機能を有すると市長が認める積算時間計その他の機器

（身分証明書の様式）

第12条 条例第21条第2項に規定する身分を証する証明書は、様式第8号によるものとする。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 条例附則第4項の規定による井戸の設置の許可に係る届出書の提出は、井戸設置届出書（附則様式第1号）に、第4条第1項各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

3 条例附則第6項の規定による届出は、井戸変更届出書（附則様式第2号）により行うものとする。

4 金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号）の一部を次のように改正する。

「第5章 地下水量の保全及び地盤の沈下の防止（第25条 第28条）
目次中 第6章 雑則（第29条）」を

「第5章 雑則（第25条）」に改める。

第5章を削る。

第29条中「様式第24号」を「様式第18号」に改め、第6章中同条を第25条とし、同章を第5章とする。
 様式第18号から様式第23号までを削る。
 様式第24号中「(第29条関係)」を「(第25条関係)」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第1号(第4条関係)

井戸設置許可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
 氏名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第6条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

井戸の設置場所							
井戸の識別名							
井戸の用途							
揚水機の吐出口の口径及び断面積				口径	cm	断面積	cm ²
揚水機の原動機の定格出力(kW)							
地下水採取計画の概要	時期区分			月~月	月~月	月~月	月~月
	稼働時間(h/日)						
	採取量(m ³ /h)						
	用途別使用水量(m ³ /日)	用途					
井戸の工事の着手予定年月日				年	月	日	
井戸の工事の完了予定年月日				年	月	日	
井戸の深さ(m)							
揚水機の種類及び吐出量(m ³ /h)							
地下水の採取予定年月日				年	月	日	
水量測定器の種類							
井戸を消雪用として使用する理由							
整理番号				施設番号			
受理年月日		年 月 日		備考			

備考

- 1 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 井戸ごとに記載してください。
- 3 水量測定器の種類欄は、水量測定器を設置する場合に記載してください。
- 4 印の欄には、記載しないでください。
- 5 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 井戸の設置場所の付近の見取図
 - (2) 井戸の設置場所の位置図
 - (3) 井戸の用途が消雪用である場合にあっては、消雪を行う場所を示す図面

様式第2号(第6条関係)

井戸変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第8条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

井戸の設置場所			
井戸の識別名及び許可番号			
変更内容	変更前		
	変更後		
変更理由			
変更年月日		年 月 日	
整理番号		施設番号	
受理年月日	年 月 日	備 考	

備考

- 1 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 井戸ごとに記載してください。
- 3 印の欄には、記載しないでください。

様式第3号 (第7条関係)

井戸変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名



(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

井戸の設置の許可に係る事項に変更があったので、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所			
井戸の識別名及び許可番号			
変更内容	変更前		
	変更後		
変更理由			
変更年月日		年 月 日	
整理番号		施設番号	
受理年月日	年 月 日	備 考	

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 井戸ごとに記載してください。
- 3 印の欄には、記載しないでください。

様式第4号 (第8条関係)

井戸承継届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 ㊟

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

井戸の設置の許可を受けた者の地位を承継したので、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所			
井戸の識別名及び許可番号			
承継年月日		年 月 日	
被承継者	名称又は氏名		
	住所		
承継の原因			
整理番号		施設番号	
受理年月日	年 月 日	備 考	

備考

- 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 印の欄には、記載しないでください。

様式第5号(第9条関係)

井戸廃止届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 ㊟

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

設置の許可に係る井戸を廃止したので、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所			
井戸の識別名及び許可番号			
井戸の用途			
井戸の廃止年月日		年 月 日	
廃止の理由			
整理番号		施設番号	
受理年月日	年 月 日	備 考	

備考

- 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 井戸ごとに記載してください。
- 印の欄には、記載しないでください。

様式第6号(第10条関係)

地下水採取届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 ㊟

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

設置の許可に係る井戸について地下水の採取を開始したので、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所			
井戸の識別名及び許可番号			
地下水の採取開始年月日		年	月 日
ストレーナーの位置		m ~	m ~ m
		m ~	m ~ m
		m ~	m ~ m
整理番号		施設番号	
受理年月日	年 月 日	備 考	

備考

- 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 井戸ごとに記載してください。
- 印の欄には、記載しないでください。
- 井戸の柱状図を添付してください。

様式第7号(第11条関係)

地下水採取量報告書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

報告者 住所

氏名

㊟

(報告者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

井戸の設置場所			
井戸の識別名及び許可番号			
地下水の用途			
	採取量 (m ³)	稼働日数	稼働時間
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
整理番号		施設番号	

備考

- 報告者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 井戸ごとに記載してください。
- 印の欄には、記載しないでください。

4 消雪に使用した場合は、別紙の消雪用地下水採取量明細書を添付してください。

別紙

消雪用地下水採取量明細書

採取量・稼働時間 日	11月		12月		1月		2月		3月	
	採取量 (m ³)	稼働 時間	採取量 (m ³)	稼働 時間	採取量 (m ³)	稼働 時間	採取量 (m ³)	稼働 時間	採取量 (m ³)	稼働 時間
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
合 計										

様式第8号 (第12条関係)

(表)

第 号
身分証明書
所属
職氏名
<p>上記の者は、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第21条第1項の規定により、井戸の設置の場所又は地下水を採取する者の事業場その他の場所に立ち入り、井戸その他の物件の状況を調査する者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p>

(裏)

<p>金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例 (抜粋)</p> <p>(この欄には、金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例第21条の条文を記載すること。)</p>

附則様式第1号 (附則第2項関係)

井戸設置届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例附則第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所							
井戸の識別名							
井戸の用途							
揚水機の吐出口の口径及び断面積				口径	cm	断面積	cm ²
揚水機の原動機の定格出力 (kW)							
地下水採取計画の概要	時期区分			月～月	月～月	月～月	月～月
	稼働時間 (h/日)						
	採取量 (m ³ /h)						
	用途別使用水量 (m ³ /日)	用途					
井戸の設置年月日				年	月	日	
井戸の深さ (m)							
揚水機の種類及び吐出量 (m ³ /h)							
地下水の採取開始年月日				年	月	日	
水量測定器の種類							
井戸を消雪用として使用する理由							
整理番号				施設番号			
受理年月日		年 月 日		備考			

備考

- 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 井戸ごとに記載してください。
- 水量測定器の種類欄は、水量測定器を設置する場合に記載してください。
- 印の欄には、記載しないでください。
- 次に掲げる書類を添付してください。
 - 井戸の設置場所の付近の見取図
 - 井戸の設置場所の位置図
 - 井戸の用途が消雪用である場合にあっては、消雪を行う場所を示す図面

附則様式第2号(附則第3項関係)

井戸変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所

氏名



(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例附則第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所							
井戸の識別名							
変更内容	変更前						
	変更後						
変更理由							
変更年月日				年	月	日	
整理番号				施設番号			
受理年月日		年 月 日		備考			

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 井戸ごとに記載してください。
- 3 印の欄には、記載しないでください。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第6号

庁 中 一 般

医王ダム管理規程（平成13年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

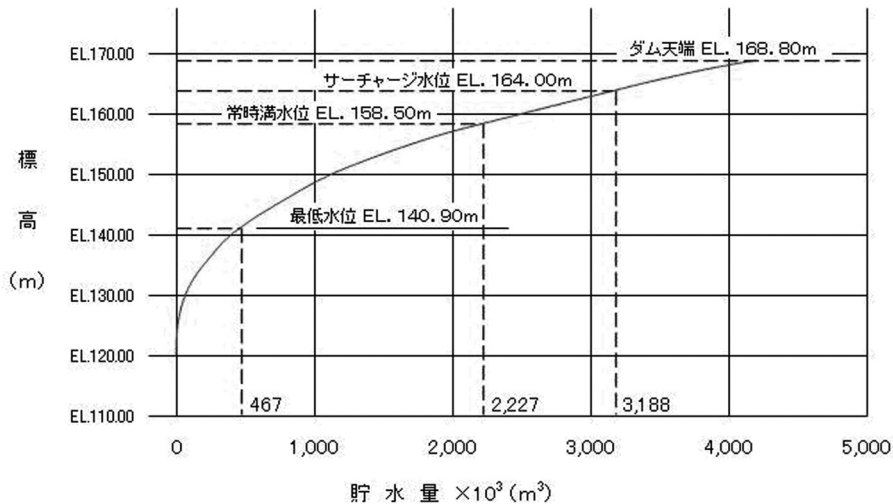
平成20年8月1日

金 沢 市 長 山 出 保

第4条第2号キ中「139.50メートル」を「140.90メートル」に改め、同号ク中「2,801,000立方メートル」を「2,721,000立方メートル」に改め、同条第3号中「1.035立方メートル」を「0.991立方メートル」に改める。

別図を次のように改める。

別図（第6条関係）



貯水位 EL. m	貯水量 m ³
120.00	0
125.00	11,650
130.00	70,000
135.00	197,050
140.00	411,200
145.00	724,950
150.00	1,148,900
155.00	1,710,550
158.50	2,227,000
160.00	2,442,050
165.00	3,375,900

平成20年(2008年)8月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)8月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地	(株) 共 栄